

○ 石川県警察サイバー防犯ネットワーク設置要綱の制定について（通達）

令和4年9月1日サ対甲達第29号
石川県警察本部長から部課署長あて

デジタル化の進展等に伴い、サイバー空間における極めて深刻な脅威が続く中、石川県警察と関係機関・団体及び企業が一体となって、サイバー空間の脅威に的確に対処するため、別添のとおり「石川県警察サイバー防犯ネットワーク設置要綱」を制定することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

別添

石川県警察サイバー防犯ネットワーク設置要綱

第1 要綱の目的

この要綱は、警察と関係機関・団体及び企業が相互にサイバー犯罪の未然防止に関する情報の提供等を行うためのネットワーク（石川県警察サイバー防犯ネットワーク）の設置、取組内容など必要な事項を定めるものとする。

第2 「石川県警察サイバー防犯ネットワーク」の設置

1 名称

「石川県警察サイバー防犯ネットワーク」（以下単に「ネットワーク」という。）とする。

2 目的

警察と関係機関・団体及び企業が相互に連携の上、相互の情報提供等を通じてサイバー犯罪の未然防止及びサイバーセキュリティ意識の向上を図り、もってサイバー犯罪の脅威に的確に対処することを目的とする。

3 取組内容

(1) 警察

- ア サイバー犯罪の未然防止に関する情報の提供(サイバーニュース配信等)
- イ サイバー犯罪の未然防止に関する企業講演の実施
- ウ ウェブサイト脆弱性診断等の提供
- エ その他サイバー犯罪の未然防止に関し必要と認めるもの

(2) ネットワーク加盟機関・団体及び企業

- ア サイバー犯罪の未然防止及びサイバーセキュリティ意識の向上のための行動（システムの点検・更新、組織内における教養の実施）
- イ サイバー犯罪を認知した場合における警察への相談

4 ネットワークへの加盟

ネットワークの各役割を理解の上、石川県警察ウェブサイトの加盟申し込みフォームから申し込むものとする。

5 配信先の変更・離脱

配信先のメールアドレスの変更又はネットワークからの離脱がある場合は、石川県警察生活安全部サイバー犯罪対策課宛てのメールにて申し込むものとする。

6 運用体制

(1) 運用総括責任者

運用総括責任者は、サイバー犯罪対策課長とし、ネットワークの運用全般について、総括するものとする。

(2) 運用責任者

運用責任者は、サイバー犯罪対策課サイバー犯罪対策補佐とし、ネットワークの運用全般について、総合的な企画・調整を行うものとする。

(3) 実施担当者

実施担当者は、サイバー犯罪対策課サイバー犯罪対策係とし、関係部門等と連携の上、サイバー犯罪の未然防止に関する情報等の作成・提供及び加盟機関・団体等からの通報の受理等、ネットワークの運用に関し必要な業務を行うものとする。

7 雑則

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。